

移住・定住促進暮らし応援事業費補助金のご案内

(新築住宅取得費)

<移住者対象>

新築、建売住宅・新築マンションを購入する方に対し、費用の一部を補助します。

県外移住 最大 65～150万円 補助率 1/10

県内移住 最大 45～125万円 補助率 1/10

【補助対象となる世帯】(①～②のいずれかに該当し、③～⑩のすべてを満たす方)

- ① 県外移住世帯 県外から転入し、転入後3年以内で18歳未満の子を養育する世帯
- ② 県内移住世帯 県内他市町から転入し、転入後3年以内で18歳未満の子を養育する世帯
※年齢は、申請年度の4月1日時点とする。※対象経費は、令和7年4月1日以降に支払った費用である。
- ③ 転入前の住所(県外または市外)に1年以上継続して居住していた。
- ④ 転入理由は就学、転勤や赴任などの定住が見込まれない理由によるものではない。
- ⑤ 補助対象となる住宅に5年以上居住する意思がある。
- ⑥ 補助対象となる住宅のある地区で住民と協調(区入り等)ができる。
- ⑦ 補助対象となる世帯全員が前住所地を含めた市区町村税の滞納がない。
- ⑧ 暴力団員等ではない。
- ⑨ 日本人又は外国人であって定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有している。
- ⑩ 過去にこの補助金の交付を受けたことがない。

【その他の要件】次のすべてを満たすこと

- 自らが居住するための住宅であること。
- 専用住宅または併用住宅(居住部分の割合が全体の1/2以上)又は共同住宅であること。
- 玄関・台所・トイレ・浴室・居室があること。
- 耐震基準に適合した住宅であること。
- 居住部分の床面積が50㎡以上(共同住宅は40㎡以上)であること。
- 公共事業に伴う住宅移転補償による住宅取得ではないこと。
- 申請から1年以内に完成すること。(購入物件は、完成日から1年経過していないこと)
- 住宅取得経費が100万円以上(国・県・市の他の補助金等を除いた額)であること。

県外から転入し、3年経過していない(又は転入予定である)
(転入前1年以上県外に居住)

県内他市町から転入し、3年経過していない(又は転入予定である)
(転入前1年以上県内他市町に居住)

↓ はい

↓ はい

申請年度の4月1日時点で18歳未満の子育て世帯である

↓ はい

↓ はい

対象区分	県外移住子育て世帯
補助率	10分の1
基準額	40万円
市内業者施工加算	10万円
子1人世帯加算	25万円
子2人以上世帯加算	50万円
重点就労先加算	50万円
最大額	150万円

対象区分	県内移住子育て世帯
補助率	10分の1
基準額	20万円
市内業者施工加算	5万円
子1人世帯加算	25万円
子2人以上世帯加算	50万円
重点就労先加算	50万円
最大額	125万円



大洲市公式キャラクター
「うつつじ」

<ご注意ください>

- ※ 賃貸住宅・中古住宅・別荘・店舗は補助の対象外です。
- ※ 土地の取得費及び外構工事等は補助の対象外です。
- ※ 事業計画の認定前に着工した場合は補助の対象外です。必ず工事着手又は売買契約の前に認定手続きを行ってください。

【お問い合わせ先】 大洲市移住・定住支援センター ☎0893-57-9989(大洲市役所 5階)

①事業計画認定申請 【申請者】工事に着手する日又は売買契約を締結する日の**7日前までに**、次の書類を提出してください。

- ☐ 大洲市移住・定住促進補助金事業計画認定申請書(様式第1号)
- ☐ 事業計画書(別紙1-1ア)
- ☐ 承諾書(別紙2-1ア)
- ☐ 新築工事または取得物件の見積書の写し
- ☐ 付近見取り図
- ☐ 配置図、求積図・求積表、各階平面図
- ☐ 工事着工前または新築物件の現況写真
- ☐ 世帯全員分の市区町村税の未納がないことを示す証明書(納税証明書など)
- ☐ 1年以上市外に居住していたことが分かる書類
- ＜以下、該当者のみ＞
- ☐ 他の制度利用の場合はその制度の申請書等の写し
- ☐ (建売住宅のみ) 新築完成日から1年以内であることを確認できる書類
- ☐ その他市長が必要と認める書類

②認定通知書送付

【市】提出書類等を確認し、認定通知を行います。

※認定通知は、補助金の交付を決定したものではありません。

◎大洲市移住・定住促進補助金事業計画認定通知書(様式第2号)を申請者へ通知

③工事着手・売買契約締結

※事業の変更・中止等の際は、手続きが必要です。お問い合わせください。

④工事完了(工事代金支払い)・住宅購入(代金支払い)、建物登記、住民票異動

⑤補助金交付申請 【申請者】事業完了後、速やかに次の書類を提出してください。
(事業実績報告)

- ☐ 大洲市移住・定住促進補助金交付申請書(様式第9号)
- ☐ 事業実績書(別紙6-1ア)
- ☐ 誓約書(別紙7)
- ☐ 請負契約書または売買契約書の写し
- ☐ 工事代金または物件購入の領収書の写し
- ☐ 検査済証の写しまたは耐震基準に適合することを示す書類
- ☐ 登記事項証明書の写し
- ☐ 工事完成写真(新築工事のみ)
- ☐ 他の制度利用の場合はその制度の完了報告書の写し
- ☐ 住民票の写し(新住所の世帯全員分)
- ☐ その他市長が必要と認める書類

【市】事業が完了したことを確認するため、市の担当者が確認検査を行います。

⑥交付決定通知書送付 【市】提出書類を確認し、交付決定を行います。

◎大洲市移住・定住促進補助金交付決定通知書(様式第10号)を申請者へ通知

⑦請 求 【申請者】次の書類を提出してください。

☐ 大洲市移住定住促進補助金請求書(様式第11号)

⑧補助金の交付 【市】請求により、補助金を支払います。

【申請・お問い合わせ先】 大洲市移住・定住支援センター
〒795-8601 愛媛県大洲市大洲 690 番地の1
☎0893-57-9989 ・メール iju-teiju@city.ozu.lg.jp

大洲市公式キャラクター
「うつつじ」

